

○石巻市障害児保育事業費補助金交付要綱

平成31年 3月29日告示第145号

石巻市障害児保育事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により宮城県知事の認可を得て児童福祉施設として設置された石巻市内の私立保育所又は私立こども園の障害児保育事業費の一部に対し、石巻市障害児保育事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、障害児の保育の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とし、その交付については、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における「障害児」とは、石巻市内に住所を有する就学前児童で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を有する児童
- (2) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号。厚生事務次官通知）別紙「療育手帳制度要綱」に規定する療育手帳を有する児童
- (3) 児童相談所、専門医その他公的機関等の証明書、診断書、意見書等により前2号の者と同等と市長が認める児童

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付対象となる施設は、障害児の集団保育が適切に実施できる体制が整備されており、かつ、障害児の施設利用が1か月における施設の開設日数のうち半数以上となる私立保育所又は私立こども園（以下「保育所等」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、障害児の保育のために必要な資格を有した保育士又は保育教諭、教員（以下「保育士等」という。）を加配した場合における当該加配に係る人件費（保育士等に支給した賃金額及び社会保険料の事業主負担額（以下「人件費相当額」という。）に限る。）とする。

(補助要件)

第5条 前条に係る補助金の交付を受ける保育所等は、国が定める児童福祉施設等の職員配置に関する基準（昭和23年厚生省令第63号及び平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号をいう。）に規定する保育士等の数（障害児の保育のために雇用する保育士等の数を除く。）を満たさなければならない。

(保育士等配置の要件)

第6条 市長は第4条に規定する保育士等の加配人数について障害児を受け入れる保育所等と事前に協議を行い、当該保育所等は当該障害児1人から3人に対して保育士等1人の配置をするものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 保育士等 1 人につき 200,000 円×保育士等の配置月数
 - (2) 前条の要件に基づき、保育所等が年度内に支給した障害児保育のために加配した保育士等の人件費相当額
- (交付の申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市障害児保育事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、石巻市障害児保育事業費補助金交付可否決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認等)

第 10 条 補助金の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等の変更又は中止をしようとするときは、速やかに石巻市障害児保育事業変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業変更の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、その可否を決定し、石巻市障害児保育事業変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付対象年度が完了したときは、石巻市障害児保育事業費補助金実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、石巻市障害児保育事業費補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額の確定後に交付するものとする。

(交付の請求)

第 14 条 第 12 条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、石巻市障害児保育事業費補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第 15 条 第 13 条の規定にかかわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第 9 条の規定により決定した補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、石巻市障

害児保育事業費補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金を他の用途に使用したとき。

（2） この要綱の規定のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、補助事業者に対し、石巻市障害児保育事業費補助金決定取消通知書（様式第9号）により通知をするものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に補助金の返還を命ずることができる。

（記録の整備）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類その他の記録を常に整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。